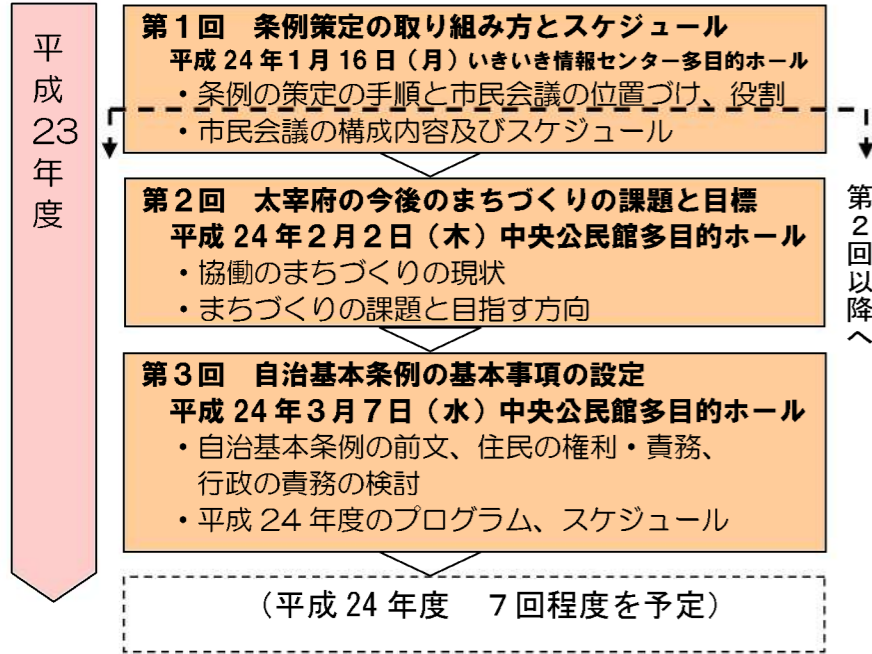


市民会議の流れ



平成 23 年度は 3 回の市民会議を予定しています。平成 24 年度の進め方は、未定です。

一つの案として、自治基本条例をもつ他都市の事例を参考に、「条例に盛り込むべき内容」を検討します。市民会議で話し合われた「条例に盛り込むべき内容の素材」をもとに審議会が素材を策定して、市民会議で素案を確認する進め方を考えています。

進め方については、第 2 回以降の市民会議でみなさんと決めていく予定です。

太宰府市自治基本条例(仮称) まちづくり市民会議 ニュース 1号

第1回まちづくり市民会議開催!!

太宰府市では住民と行政の在り方を定める『自治基本条例(仮称)』づくりに取り組み始めました。

条例制定は、公募市民・推進委員会所属の職員で構成される「まちづくり市民会議」と公募市民、学識経験者、議員、各種団体等で構成される「審議会」が行います。市民会議は審議会に「条例に盛り込むべき内容」を提出し、審議会はそれを条文化し、市長に答申します。『自治基本条例(仮称)』の答申は、平成 25 年 9 月をめどに提出してもらう予定です。

平成 24 年 1 月 16 日 (月) に第 1 回まちづくり市民会議をいきいき情報センターで開催し、参加、傍聴合わせて 65 名が集まりました。市民会議では、総合進行役の加留部貴行氏(九州大学客員准教授)が、少子高齢化で住民と自治体の関係が大きく変わると条例制定の必要性を語りました。その後、参加者は 9 班に分かれて、条例策定の検討体制について意見交換を行いました。そこでは、「市民主体の条例制定を行いたい」、「市民協働の取り組みとしたい」といった活発な議論が行われました。

プログラム

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. これからの市民会議の進め方
4. スタッフ紹介
5. ワークショップ
 - ① ワークショップの進め方
 - ② グループ分け
 - ③ 議案
 - 全体スケジュールと体制
6. まとめ
7. 閉会

市民会議の様子



▲各班で議論し、模造紙に書き取っていきました



▲班の検討結果を発表し、参加者で共有していきました



▲発表内容をもとに、全体の総意を得ていきました

その他出された意見

- ・ 住民による住民のための住民の条例を作りたい
- ・ 今、なぜ自治基本条例を作るのか。行政側からも市民からも課題を出し合うべきだ
- ・ 市民会議の位置づけの説明が必要だ
- ・ 市民会議は 100 人の予定なのに 65 人は少ない。今日のメンバー構成を知りたい。行政によるさらなる呼びかけと、若い人・子育て中の人にも参加できる時間設定が必要だ

今回の市民会議で守っていきべき

話し合い(ワークショップ)のルール

- ① 対等な関係、立場で自由に発言する(つぶやき)
- ② 参加者の意見を批判、否定しない
- ③ 発言時間は平等に、できるだけ多くの人に
- ④ 議案に沿った前向きな発言をする
- ⑤ 話し合いの結果や意見を記録に残す(それぞれが)

自治基本条例が必要とされる要因の一つは、全国的な少子高齢化です。一〇年後、これまで通りの行政サービスの提供が可能かどうかという問題が、太宰府市にも起こってきます。現在、住民と行政が「協働」という形で問題解決に取り組み始めていますが、そこにはルールがなかったため、いろいろなすれ違いが起こっています。

そこで今回『自治基本条例(仮称)』として、共通の目的に向かうルールを作り、それぞれの立ち位置や役割を明確にしていくことになりました。自治を始めるには、市民にも行政にも「覚悟」が必要です。でも、「あの人たちが頑張ってくれたから今があるよね」と言われるように力を合わせて自治基本条例を考えていきましょう。

市民会議の進め方はこれまでと違い、みなさんが体制を作り、役割を決めるところから始まります。全て、市民が主体となる予定です。説明責任もみんなが果たしていききたいと思っています。



(総合進行役) 加留部 貴行さん

国立大学法人九州大学大学院総合新領域学府 客員准教授
特定非営利活動法人日本ファシリテーション協会 フェロー
特定非営利活動法人
日本ホランテニアコーディネーター協会 理事・運営委員長

お問い合わせ先

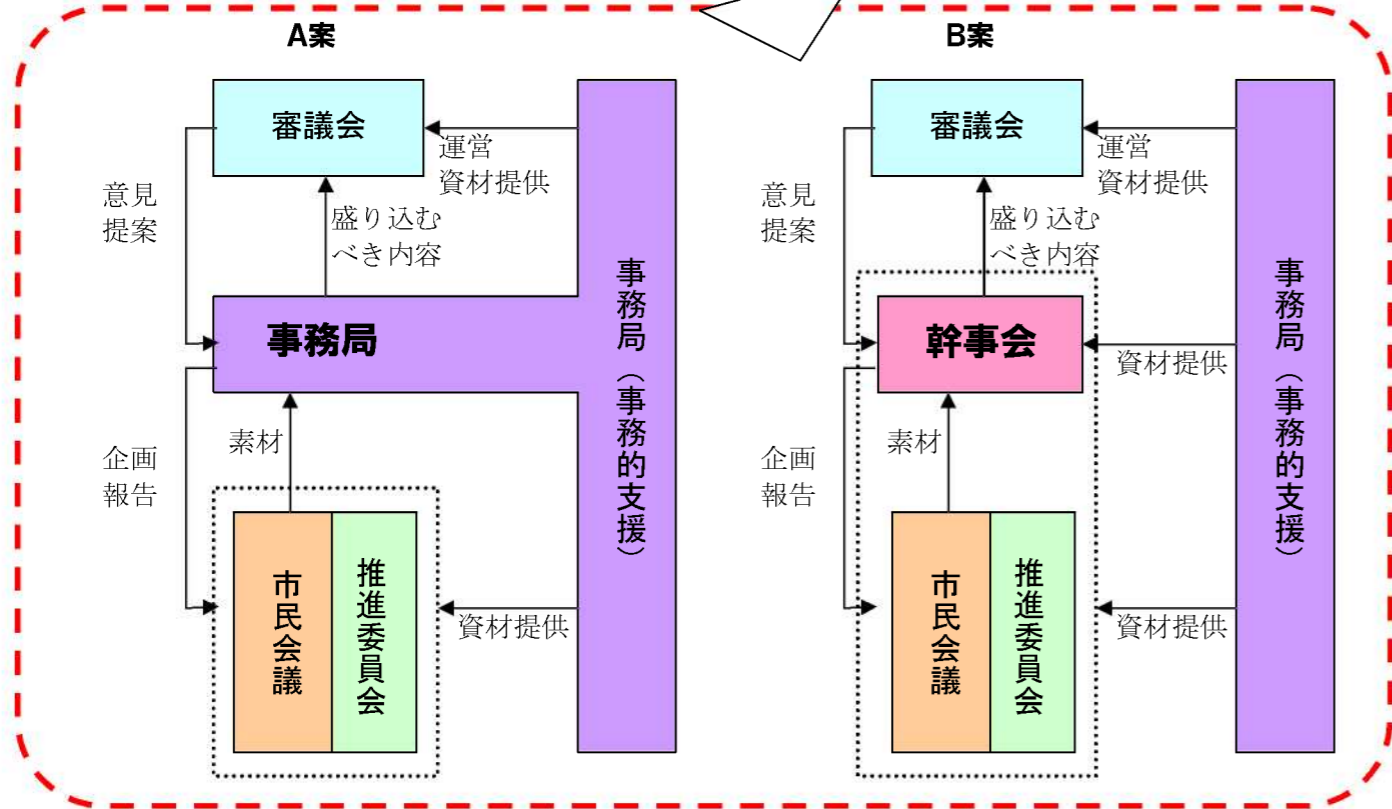
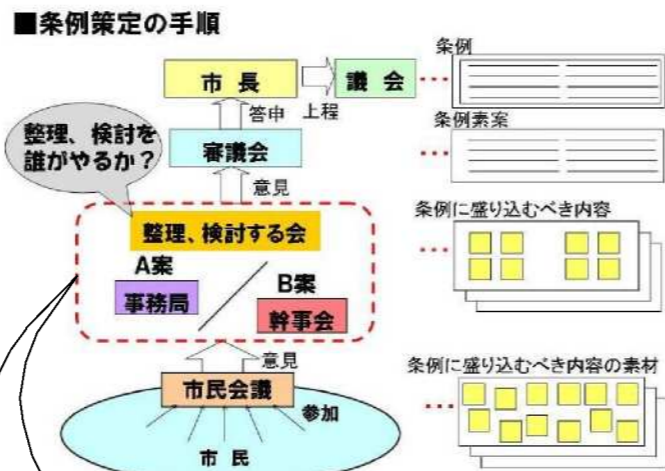
太宰府市総務部 協働のまち推進課 地域コミュニティ推進係
電話：092 (921) 2121 FAX：092 (921) 1601 <http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

体制づくり

条例策定の大きな流れは、市民会議で「条例に盛り込むべき内容の素材」を集め、審議会で条例素案づくりを行います。

今回の市民会議では、市民会議から出された「条例に盛り込むべき内容の素材」を誰が整理、検討を行い、審議会へ提出するのか、その体制を議論しました。

議論を進める上で、基本的な体制の2案を示しました。まず、A案は一般的な「事務局が整理、集約する」案です。そしてB案は、市民主体のやり方で、市民や職員から有志を募り、「幹事会を結成して、整理、集約する」案です。



市民会議では、9班に分かれて、A案、B案についてグループ討論を行いました。最後にそれぞれの班の意見を発表しました。9班の発表内容と作業模造紙の記録を、以下のように整理しました。

■体制図の検討内容

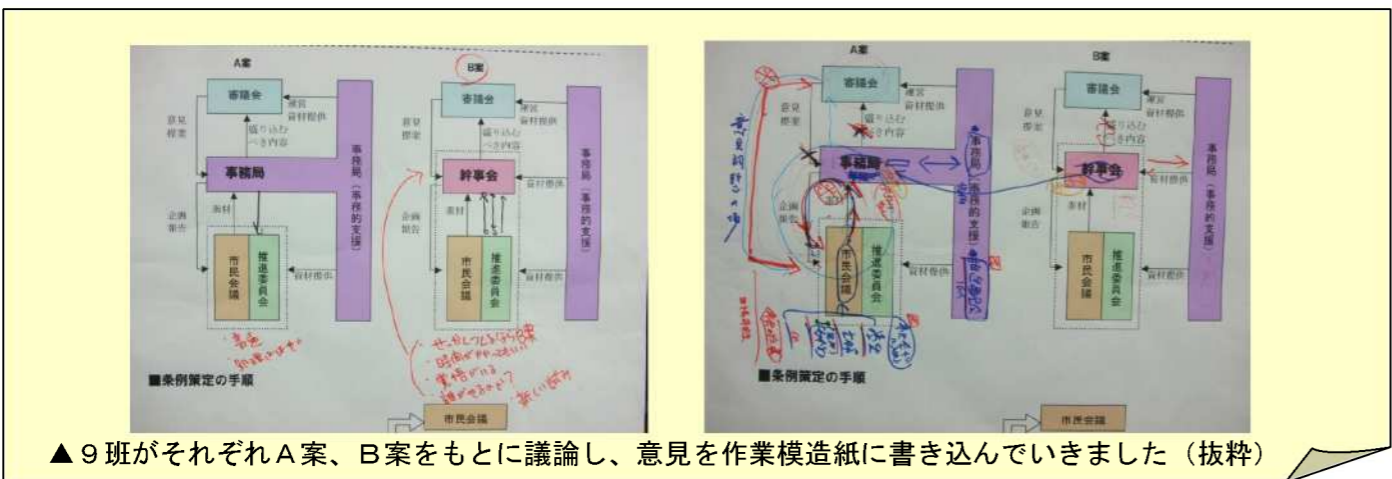
班	選 択	発表内容と作業模造紙の記録
1班	次回で	・若者（学生）、女性（主婦）の市民会議への参加が必要 ・「市民」の定義の議論が必要 ・幹事会はつなぎ役
2班	B案	・幹事会に事務局も入る（市民：職員人数比＝8：2） ・主婦、中高生の市民会議への参加が必要 ・審議会から市民会議へのフィードバック
3班	A案	・事務局が整理、検討を行い、オブザーバーで幹事会（5名）参加する ・資料の多様性を確保することが重要 ・B案は技術的に困難
4班	B案	・行政に頼らない、従来の形から新しく始めてみてはどうか ・市民にも責任を伴うから ・いつでも誰でも参加しやすい会議に ・メンバー構成を考えて欲しい（性別、年齢を幅広く10名～） ・結果ありきになって欲しくないから、スケジュールにゆとりが欲しい
5班	B案	・せっかく作るならB案の新しい試みで ・市民が関りをもつことが重要 ・誰がやるのか？ ・A案は普通のやり方で、処理は早い ・覚悟がいる ・時間がかかっても良い ・メンバー構成が重要になる
6班	B案	・市民による条例づくりを ・推進委員会も事務局も市民会議に参加を
7班	B案	・市民会議、審議会、行政も幹事会（7名程度）に参加を
8班	A案	・素材はきちんとチェックしたものに ・事務局から市民会議への報告が重要
9班	B案	・双方向のやりとりが必要

（その他決め方について出された意見）

- ・市民会議が全てやるのは不可能で、意見交換に集中したい
- ・幹事会で意見集約、文章化、資料作成をする
- ・幹事会の人選が重要となる。適任は憲法や法律に詳しい人が良い
- ・事務局は資料提供等を行う（事務局に丸投げは駄目）

参加者の総意

「事務局と連携した幹事会を設置する」という意見が大多数でした。ただし、行政との役割分担については、今後の検討課題として残りました。



▲9班がそれぞれA案、B案をもとに議論し、意見を作業模造紙に書き込んでいきました（抜粋）